

基準単価の個別協議について

厚生労働省の通知に基づき、個別協議は下記のとおり取り扱います。

1 個別協議について

集団感染等の発生したかかり増し経費について実施要綱に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合に、個別協議により厚生労働省から承認を受けた介護サービス事業所・施設等に対して基準単価の上乗せを行うことができます。

2 個別協議の対象事業所・施設等

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（実施要綱3（1）ア（ア）に該当する事業所・施設等）

- ① 集団感染（同時期に同事業所・施設等で複数の感染者や濃厚接触者が発生）が起きた場合
- ② ①ではないが、一定期間（最初の感染者等の発生からおよそ1ヶ月間）の間に連続して感染者や濃厚接触者が発生した場合
- ③ ①及び②以外の場合で、感染者や濃厚接触者が発生した事業所・施設等において、一定期間経過後に再度感染者や濃厚接触者が発生した場合
- ④ その他（①～③以外）

(2) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（実施要綱3（1）ア（ウ）に該当する事業所・施設等）

- ① 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れを行う事業所・施設等
- ② 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣を行う事業所・施設等

3 引き上げ額

個別協議の対象となる事業所・施設等（上記2）は、実施要綱に定める基準単価に必要額を加えた額まで引き上げることが可能です。

4 個別協議の手続き方法

個別協議の対象事業所・施設等で個別協議を希望する場合は、県へ交付申請（電子申請）を行う際に、「個別協議の希望の有無」で「有」を選択し、あらかじめ作成した別紙1・2「個別協議様式」を添付する。

県は個別協議を希望する事業所・施設等の様式をとりまとめ、厚生労働省へ一括して協議を行います。協議結果については、国から県へ連絡があり次第、事業者へ通知します。

5 留意事項

協議資料の作成にあたっては、「国実施要綱」、「国 Q&A 集」及び「県内事業者からのお問い合わせ集」もよくご参照ください。